

令和7年1月27日

令和7年1月鳥取県西部広域行政管理組合
議会定例会議案

令和 7 年 1 月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会議案

目 次

- 議案第 18 号 鳥取県西部広域行政管理組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例及び鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場の指定管理者の指定について
- 議案第 22 号 令和 7 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第 1 回）（別添）
- 議案第 23 号 令和 6 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定について
- 報告第 1 号 議会の委任による専決処分について（工事請負契約の締結についての議決の一部変更について）

議案第 18 号

鳥取県西部広域行政管理組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり鳥取県西部広域行政管理組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 27 日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者　米子市長　伊木　隆司

鳥取県西部広域行政管理組合消防本部及び消防署の設置に関する条例（昭和51年鳥取県西部広域行政管理条例第12号）の一部を改正する条例
次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(消防署の名称、位置及び管轄区域)			(消防署の名称、位置及び管轄区域)		
第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。			第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。		
名 称	位 置	管 轄 区 域	名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県西部広域行政 管理組合 米子消防署	米子市富士見町一丁 目103番地1	米子市の区域のうち、境 港消防署及び大山消防署 の管轄する区域を除いた 区域並びに西伯郡南部町 ・西伯郡伯耆町及び西伯 郡日吉津村の区域	鳥取県西部広域行政 管理組合 米子消防署	米子市富士見町一丁 目103番地1	米子市市の区域のうち、境 港消防署及び大山消防署 の管轄する区域を除いた 区域並びに南部町、伯耆 町及び日吉津村の区域
〔省略〕			〔省略〕		
鳥取県西部広域行政 管理組合 大山消防署	西伯郡大山町未吉40 3番地2	西伯郡大山町の区域及び 米子市淀江町の区域	鳥取県西部広域行政 管理組合 大山消防署	大山町未吉403番地2	大山町の区域及び米子市 淀江町の区域
鳥取県西部広域行政 管理組合 江府消防署	日野郡江府町大字武 庫125番地1	日野郡日南町、日野郡日 野町及び日野郡江府町の 区域	鳥取県西部広域行政 管理組合 江府消防署	江府町大字武庫1390 番地3	日南町、日野町及び江府 町の区域
備考 表中の〔 〕の記載は、注記である。			附 則		
この条例は、令和7年1月3日から施行する。					

議案第 19 号

鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例及び鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例及び鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 27 日提出

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 伊木 隆司

鳥取県西部広域行政管理組合當火葬場条例及び鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例
(鳥取県西部広域行政管理組合當火葬場条例の一部改正)

第1条 鳥取県西部広域行政管理組合當火葬場条例（平成3年鳥取県西部広域行政管理組合条例第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改		正		後		改		正		前					
別表(第4条関係)						別表(第4条関係)									
区分			区分			単位			単位						
死	死体	大人	1	体	1	死体	大人	1	体	12,000円	49,000円				
火葬	死	死	1	人	1	死体	小人	1	体	7,000円	29,000円				
改葬	死	死	1	胎	1	死産児		1	胎	4,000円	21,000円				
系統解剖遺体 (主部)	改葬	死	1	体	1	改葬遺骸		1	体	3,000円	18,000円				
生体分離肢体	系統解剖遺体 (残部)	改葬	1	体分	1	系統解剖遺体 (残部)	1	体分	1	体分	3,000円				
焼却	生体分離肢体	生体分離肢体	1	人分	4,500円	生体分離肢体	1	人分	1	人分	3,000円				
靈安室	焼却	焼却	1	キログラム	1,500円	焼却	1	キログラム	1	キログラム	1,000円				
	靈安室	靈安室	1	体分	10,500円	系統解剖遺体 (残部)	1	体分	1	体分	7,100円				
	死	死	24時間		22,000円	死体	24時間		15,200円	25,400円					
	死	死	死	児	10,500円	死産児			7,100円	12,200円					

備考
1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 圏域内居住者 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定めるものをいう。
ア～ウ 「省略」
- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 圏域内居住者 次に掲げる区分に応じ、当該各事項に定めるものをいう。
ア～ウ 「省略」

(2) 「省略」	(2) 「省略」		
(3) 小人 <u>死亡した時の年齢が12歳未満の者をいう。</u>	(3) 小人 <u>死亡当時年齢12歳未満の者をいう。</u>		
(4) 死産児 妊娠4か月以上の死胎をいう。	(4) 死産児 妊娠4月以上の死胎をいう。		
(5) 系統解剖遺体 医科系大学等の教材として献体された遺体をい、その「主部」とはその者の供養を行うため解剖前に当該遺体から分離した一部分をいい、その「 <u>残部</u> 」とは解剖後不用となつた部分をいう。	(5) 系統解剖遺体 医科系大学等の教材として献体された遺体をい、 <u>主部</u> とはその者の供養を行うため解剖前に当該遺体から分離した一部分、 <u>残部</u> とは解剖後不用となつた部分をいう。		
(6) 「省略」	(6) 「省略」		
(7) 産汚物等 妊娠4か月未満の死胎その他出産時の排せつ物及び手術等により摘出された臓器等をいう。	(7) 産汚物等 妊娠4月未満の死胎その他出産時の排せつ物及び手術等により摘出された臓器等をいう。		
2 使用料の額がキログラム又は時間の単位で定められているものについては、その使用に係る量若しくは時間が当該単位未満であるときの量若しくは時間又はその使用に係る量若しくは時間に当該単位未満の端数があるときは、当該単位として計算する。	2 使用料の額がキログラム又は時間の単位で定められているものについては、 <u>量若しくは時間</u> 又はその使用に係る量若しくは <u>時間</u> に当該		
備考 表中の「」の記載は、注記である。	備考 表中の「」の記載は、注記である。		
(鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例の一部改正)	(鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例 (平成9年鳥取県西部広域行政管理組合条例第1号) の一部を次のように改正する。		
第2条 鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例の一部改正	次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。		
		改	正
		後	前
(手数料)	(手数料)		
第10条 第5条第3項第2号及び第3号に掲げる者が、処理対象ごみ又は産廃不燃物をリサイクルプラザに搬入する場合は、搬入1回につき、当該搬入する処理対象ごみ又は産廃不燃物10キログラム当たり480円の手数料を納付しなければならない。この場合において、当該搬入する処理対象ごみ又は産廃不燃物に10キログラム未満の部分があるときは、当該部分を10キログラムとして計算する。	第10条 第5条第3項第2号及び第3号に掲げる者が、処理対象ごみ又は産廃不燃物をリサイクルプラザに搬入する場合は、搬入1回につき、搬入する処理対象ごみ又は産廃不燃物10キログラム当たり178円の手数料を納付しなければならない。この場合において、当該搬入する処理対象ごみ又は産廃不燃物に10キログラム未満の部分があるときは、当該部分を10キログラムとして計算する。		
2 「省略」	2 「省略」		

附 則	
	(手数料の額に関する経過措置)
2 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間における第 10 条	（鳥取県西部広域行政管理組合立岸本中間処理場条例の廃止）
第 1 項の規定の適用については、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、同項中「480円」とあるのは、当該各号に定める額とする。	2 鳥取県西部広域行政管理組合立岸本中間処理場条例（昭和 63 年 10 月鳥取県西部広域行政管理組合条例第 2 号）は、廃止する。
(1) 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで 280 円	
(2) 令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで 380 円	
	(経過措置)
	3 この条例に基づく届出をし、又は搬入許可若しくは使用許可を受けようとする者は、平成 9 年 3 月 1 日から当該届出又は搬入許可若しくは使用許可の申請の手続を行うことができる。
備考 表中の〔 〕の記載は、注記である。	

場条例別表の規定を適用する。当該延長しての靈安室の使用を更に延長することについて管理者の許可を受けた延長後の時間による靈安室の使用に係る使用料の額の算出についても、同様とする。

5 施行日以後における桜の苑の使用に係る使用料の徴収は、施行日前から行うことができる。

(鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例の一部改正に関する経過措置)

6 第2条の規定による改正後の鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例第10条第1項及び附則第2項の規定は、施行日以後に鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）に搬入される処理対象ごみ（鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例第4条に規定する処理対象ごみをいう。以下同じ。）及び産廃不燃物（鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例第8条第1項に規定する産廃不燃物をいう。以下同じ。）の処理に係る手数料について適用し、施行日前にリサイクルプラザに搬入される処理対象ごみ及び産廃不燃物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 20 号

鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部を改正する
条例の制定について

次のとおり鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部を改正する
条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第
292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会
の議決を求める。

令和 7 年 1 月 27 日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者　米子市長　伊木　隆司

鳥取県西部広域行政管理組合當火葬場条例の一部を改正する条例

鳥取県西部広域行政管理組合當火葬場条例（平成3年鳥取県西部広域行政管理条例第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

	改 正	後	改 正	前
(設置)			(設置)	
第2条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づき火葬を行っための施設として、火葬場を次のとおり設置する。			第2条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）による火葬の施設として、火葬場を次のとおり設置する。	
名称 [省略]			名称 [省略]	
位置 米子市長砂町1066番地			位置 米子市長砂町1、066番地	
(受付時間)			[新設]	
第2条の2 前条の火葬場（以下単に「火葬場」という。）において火葬に付する死体等を受け付ける時間は、午前8時40分から午後3時までとする。ただし、管理者が必要があると認めるとときは、これを変更することができる。			[新設]	
(休場日)				
第2条の3 火葬場の休場日は、1月1日及び同月2日とする。ただし、管理者が必要があると認めるとときは、これを変更し、又は臨時の休場日を設けることができる。				
(使用の許可)			(使用の許可)	
第3条 火葬場を使用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。			第3条 火葬場を使用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。	
2 管理者は、前項の許可（以下「使用許可」という。）をする場合において必要があると認めるとときは、条件を付することができる。			2 管理者は、前項の許可をする場合において、火葬場の管理上必要な条件を付すことができる。	
(使用許可の禁止)			(使用許可の制限)	
第3条の2 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用			第3条の2 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、火葬	

許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 火葬場の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）を汚損し、毀損し、滅失し、又は紛失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、火葬場の管理上支障があると認められるとき。

（目的外使用の禁止）

第3条の3 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用者を受けた目的以外の目的のために火葬場を使用してはならない。

（使用許可の取消し等）

第3条の4 管理者は、使用者又は利用者（使用者と共に火葬場を利用する者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は火葬場の使用の停止を命じることができます。

- (1) 「省略」
 - (2) 第3条の2各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - [削除]
 - (3) 「省略」
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、火葬場の管理上支障があると認められるとき。
- 2 前項の規定による処分によつて使用者が受けた損害については、組合は、賠償の責任を負わない。

（収骨等）

第7条 使用者は、管理者が指定する日時までに、収骨（靈安室の使用にあつては、死体又は死産児の引取り）をしなければならない。

場の使用を許可しない。

- (1) その使用が、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その使用が、火葬場の施設及び設備等を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、火葬場の管理上支障があると認められるとき。

（目的外使用の禁止）

第3条の3 第3条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた目的以外の目的のために火葬場を使用してはならない。

（使用許可の取消し等）

第3条の4 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用の停止を命じることができます。

- (1) 「省略」
 - (2) 火葬場の施設及び設備等を破損し、汚損し、又は滅失する行為をしたとき。
 - (3) 「省略」
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、火葬場の管理上支障があると認められるとき。
- 2 前項の規定による処分によつて使用者が受けた損害については、組合は、賠償の責任を負わない。

（収骨等）

第7条 使用者は、管理者が指定する日時までに、収骨（靈安室の使用にあつては、死体又は死産児の引取り）をしなければならない。

<p>2 管理者は、前項の規定による収骨の際に使用者が引き取らなかつた焼骨（灰状になつたものを含む。以下この条において同じ。）があるときは、これを処分することができます。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、使用者（法令の定めるところにより、その事務として又はその費用を負担して死体等の火葬を行つたために火葬場を使用するもの（そのものから委任を受けた者を含む。）を除く。）が、規則で定めるところにより同項の規定による収骨をしない旨を申し出たときは、管理者は、当該焼骨を処分することができる。</p> <p>4 前2項の規定による焼骨の処分については、何人も、異議を申し立てることはできない。</p>	<p><u>(損害賠償の義務)</u></p> <p>第8条 使用者は利用者は、火葬場の施設等を汚損し、毀損し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を管理者に届け出て、管理者が相当と認める損害を賠償しなければならない。</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第9条 組合は、準用地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて組合が指定する者（以下「指定管理者」という。）に、火葬場の管理に関する次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 火葬場の施設等の維持管理に関すること。 (2) 使用許可（管理者において処理するものを除く。次項において同じ。）並びに使用者及び利用者の応接に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、火葬場の管理に関する業務のうち、管理者に専属する権限に基づく事務を除くものの <p>2 前項第2号の規定により指定管理者に使用許可に関する事務を行わせる場合における第3条、第3条の2、第3条の4並びに第7条</p>
---	--

第1項から第3項までの規定の適用については、これらの規定中「管理者」とあるのは、「第9条第1項に規定する指定管理者」とする。

(指定管理者による受付時間及び休場日の変更)

第10条 指定管理者は、管理者の承認を受けて、第2条の2に規定する火葬に付する死体等を受け付ける時間及び第2条の3に規定する火葬場の休場日を変更することができる。

(指定管理者による管理)

第10条 管理者は、火葬場の管理を準用地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1項及び第2項並びに第3条の2	管理者	管理者又は指定管理者
第3条の4第1項及び第7条第1項及び第2項	管理者	指定管理者
第3条の4第2項	組合	組合及び指定管理者

(公募)

第11条 管理者は、第9条第1項の規定により管理業務を指定管理者に行わせようとするときは、指定管理者の指定を受けようとする法人等を公募しなければならない。
2 前項の規定による公募(次項及び第16条第1項において単に「公募」という。)は、組合の掲示場への掲示、組合のホームページへの掲載その他管理者が定めた方法により行うものとする。

3 「省略」

(指定管理者候補者の選定基準)

第14条 管理者は、第12条の規定による申請(以下この項及び次条第1項において「指定申請」という。)があつたときは、次に掲げる基準により当該指定申請の内容を審査し、当該指定申請を行った法人等のうちから指定

(指定管理者による管理)

第11条 管理者は、火葬場の管理を指定管理者に行わせようするとときは、指定管理者の指定を受けようと/orする法人その他の団体(以下「法人等」という。)を公募するものとする。

2 前項の規定による公募(以下「公募」という。)は、組合の掲示場への掲示、その他管理者が定めた方法により行うものとする。

3 「省略」

(指定管理者候補者の選定基準)

第14条 管理者は、第12条第1項の規定による申請(以下「指定申請」という。)があつたときは、次に掲げる基準によつて当該指定申請の内容を審査し、当該指定申請を行った法人等のうちから指定

人等のうちから、指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 「省略」
- (2) 事業計画書の内容が、火葬場の効用を最大限に發揮させるものであるとともに、管理業務に係る経費の節減を図るものであると。
2 管理者は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ、第20条第1項に規定する選定委員会の意見を聴かなければならぬ。
- (3) 「省略」

(指定管理者の候補者の選定の特例)
第15条 管理者は、指定申請を行う法人等がないとき、又は指定申請を行った法人等について前条第1項各号に掲げる基準のいすれにも該当するものがないときは、火葬場の設置の目的を効果的に達成することができる者として管理者が認める法人等（次項において「認定法人等」という。）を、指定管理者の候補者として選定することができる。

2・3 「省略」

(指定等の公示)
第17条 管理者は、指定管理者の指定をしたとき、又は準用地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨及び規則で定める事項を公示するものとする。

〔削除〕

管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 「省略」
- (2) 事業計画書の内容が、火葬場の効用を最大限に發揮させるものであるとともに、火葬場の管理業務（以下「管理業務」といふ。）に係る経費の節減を図るものであること。
- (3) 「省略」

2 管理者は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ、第22条第1項に規定する選定委員会の意見を聴かなければならぬ。

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第15条 管理者は、指定申請を行う法人等がないとき、又は指定申請を行った法人等について前条第1項各号に掲げる基準のいすれにも該当するものがないときは、火葬場の設置の目的を効果的に達成することができるものとして管理者が認める法人等（次項において「認定法人等」という。）を、火葬場に係る指定管理者の候補者として選定することができる。

2・3 「省略」

(指定等の公示)
第17条 管理者は、指定管理者の指定をしたとき、又は準用地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨及び規則で定める事項を公示するものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

- 第18条 指定管理者が行う業務（以下「業務」といふ。）は、次のとおりとする。
 - (1) 施設、設備又は器具の維持管理に関すること。
 - (2) 使用の許可（規則で定めるものに限る。）及び使用者の応接に

<p><u>関すること。</u></p> <p><u>(3) 使用料の收受に関すること。</u></p> <p><u>(4) その他管理者が認めるもの</u></p> <p>(事業報告書の作成及び提出)</p>	<p><u>第18条</u> 「省略」</p> <p>2 前項の事業報告書には、当該年度（準用地方自治法第244条の2 第11項の規定により指定を取り消された場合には、当該指定を取り消された日まで）における次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) <u>管理業務の実施状況</u></p> <p>(2) • (3) 「省略」</p> <p>(4) <u>管理業務に係る収支状況</u></p> <p>(情報の公開)</p> <p><u>第19条</u> 「省略」</p> <p>2 前項の事業報告書には、当該年度（準用地方自治法第244条の2 第11項の規定により指定を取り消された場合には、当該指定を取り消された日まで）における次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) <u>業務の実施状況</u></p> <p>(2) • (3) 「省略」</p> <p>(4) <u>業務の実施に係る収支状況</u></p> <p>(情報の公開)</p> <p><u>第20条</u> 指定管理者は、鳥取県西部広域行政組合情報公開条例（平成13年鳥取県西部広域行政組合条例第1号）の趣旨にのつとり、<u>業務に係る個人情報をいう。以下この条において同じ。）を保護するためには、当該指定管理者が講ずるべき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>(個人情報の保護)</p> <p><u>第21条</u> 管理者は、指定管理者に対し、業務に関して取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下この条において同じ。）を保護するためには、当該指定管理者が講ずるべき必要な措置を明らかにしなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、業務の範囲内で、個人情報の保護に従い、個人情報の保護の同様の責務を負うものとし、管理者の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定管理者若しくは指定管理者であつた法人等又は業務に従事し</p>
---	---

て いる 者若しくは従事していた者は、業務に關して知り得た個人情報
を漏らし、又は不当な目的のために利用してはならない。

(桜の苑指定管理者候補者選定委員会)

第20条 「省略」

(委任)
第21条 「省略」

備考 表中の〔 〕の記載は、注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(焼骨の処分に関する経過措置)

2 この条例による改正後の鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第3項及び同条第4項（同条第3項の規定に係る場合に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の条例第3条第2項に規定する使用許可を受けた者について適用し、この条例の施行前にこの条例による改正前の鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例（次項において「改正前の条例」という。）第3条の3に規定する使用許可を受けた者については、なお従前の例による。（指定管理者による火葬場の管理に関する業務等に関する経過措置）

3 この条例の施行前に組合が地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第244条の3第3項の規定により改正前の条例第18条各号（第3号を除く。）に掲げる業務を行う者として指定した法人その他の団体（次項において「現指定管理者」という。）が施行日以後に当該業務を行う場合における改正後の条例第9条第2項の規定は適用せず、改正後の条例第3条第1項中「管理者」とあるのは「鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部を改正する条例（令和 年鳥取県西部広域行政管理組合条例第 号）の施行前に組合が準用地方自治法第244条の3第3項の規定により同条例による改正前の鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例第18条各号（第3号を除く。）に掲げる業務を行う者として指定した法人その他の団体（以下「現指定管理者」という。）」と、同条第2項並びに改正後の条例第3条の2、第3条の4並びに第7条第1項及び第2項の規定中「現指定管理者」とあり、並びに改正後の条例第10条（見出しを含む。）、第18条第1項及び第19条中「指定管理者」とあるのは「現指定管理者」と、改正後の条例第17条中「指定を取り消し」とあるのは「現指定管理者の指定を取り消し」と、「管理業務」とあるのは「現

指定管理者が行う火葬場の管理に関する業務（次条第2項第1号及び第4号並びに第19条において「管理業務」という。）とする。

4 現指定管理者が、この条例の施行前に施行日以後における改正後条例第2条の2に規定する火葬に付する死体等を受け付ける時間及び改正後条例第2条の3に規定する火葬場の休場日を変更することについて管理者の承認を得ている場合は、当該変更是、改正後の条例第10条の規定による管理者の承認を受けて行ったものとみなす。

議案第 21 号

鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場の指定管理者の指定について

鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 27 日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者　米子市長　伊木　隆司

1 指定管理対象施設

名 称	所 在 地
鳥取県西部広域行政管理組合 営火葬場（以下「桜の苑」と いう。）	鳥取県米子市長砂町 1066 番地

2 指定管理者に指定する者

鳥取県米子市東福原五丁目 5 番 10 号

東亜・宮本グループ

代表企業　東亜建物管理株式会社

代表取締役　尾崎　賢幸

3 業務の範囲及び管理の基準

(1) 業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる桜の苑の管理に関する業務（以下「管理業務」という。）を行うものとする。

- ア 遺体の火葬、改葬に関すること。
- イ 産汚物、手術肢体、解剖遺体等の焼却に関すること。
- ウ 靈安室の管理に関すること。
- エ 施設及び設備の維持管理に関すること。
- オ 喫茶の運営に関すること。
- カ 火葬場使用許可に関すること。（ただし、市町村の窓口において許可するものを除く。）
- キ 火葬場使用料の徴収に関すること。
- ク 管理者が必要と認めたこと。

(2) 管理の基準

指定管理者は、管理業務の遂行に当たり、桜の苑では圏域住民の生活にとって重要な業務であることを十分認識し、利用者を尊重した高い倫理性、利用者はもとより他のいかなる団体等に対しても有利な扱い又は不利な扱いを行うことのない公平性を保つとともに、利用者が安心して利用できる質の高いサービスを提供するよう努めること。

また、桜の苑の施設、設備について適正な管理と保守点検を行い、利用者が安全かつ清潔に利用できるよう努めること。

4 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から

令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 23 号

令和 6 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 1 月 27 日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊木 隆司

報告第 1 号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同法第 292 条において準用する同法第 180 条第 2 項の規定によりこれを議会に報告する。

令和 7 年 1 月 27 日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者　米子市長　伊木　隆司

- 1　処分件名　　工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
2　処分年月日　　令和 7 年 9 月 12 日

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 180 条第 1 項の規定により、工事請負契約の締結についての議決の一部変更について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 9 月 12 日

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊木 隆司

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

令和 6 年 8 月 28 日に議会の議決を経た江府消防署移転新築建築主体工事に係る「工事請負契約の締結について」（令和 6 年議案第 9 号）の一部を次のとおり変更する。

「工事請負契約の締結について」の表の契約金額の項中「452, 980, 000 円」を「456, 390, 000 円」に改める。

報告第1号参考資料

議案第9号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年8月28日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者　米子市長　伊木　隆司

工事の名称	江府消防署移転新築建築主体工事
工事の場所	日野郡江府町武庫125番地3ほか
契約金額	452,980,000円
契約の相手方	江府消防署移転新築建築主体工事松本組・平田組・フィディア特定建設工事共同企業体 代表者　米子市富益町69番地5 株式会社松本組 代表取締役　椋田　隆博
契約の方法	公募型指名競争入札

令和7年度鳥取県西部広域行政管理組合補正予算書

議案第22号

令和7年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第1回）

令和7年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第1回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,055千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
7,447,572千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入
歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年11月27日提出

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 伊木隆司

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分 担 金 及 び 負 担 金		4,807,922	2,722	4,810,644
	1 負 担 金	4,807,922	2,722	4,810,644
3 国 庫 支 出 金		92,255	1,333	93,588
	1 国 庫 補 助 金	92,255	1,333	93,588
歳 入	合 計	7,443,517	4,055	7,447,572

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛 生 費		1,404,805	4,055	1,408,860
	2 清 掃 費	1,243,906	4,055	1,247,961
歳 出	合 計	7,443,517	4,055	7,447,572

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

区分	事 項	期 間	限 度 額
追加	最終処分場測量・地質調査事業 (測量業務委託料)	令和8年度	81,500 千円

令和7年度

補正予算に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分 担 金 及 び 負 担 金	4,807,922	2,722	4,810,644
3 国 庫 支 出 金	92,255	1,333	93,588
歳 入 合 計	7,443,517	4,055	7,447,572

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地方債	その他		
4 衛 生 費	1,404,805	4,055	1,408,860	1,333			2,722	
歳 出 合 計	7,443,517	4,055	7,447,572	1,333			2,722	

2 歳 入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 市町村負担金	4,783,559	2,722	4,786,281	1 負担金	2,722	市町村負担金
計	4,807,922	2,722	4,810,644			

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

2 衛生費国庫補助金	0	1,333	1,333	1 清掃費国庫補助金	1,333	循環型社会形成推進交付金
計	92,255	1,333	93,588			

3 歳 出

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
3 ごみ処理施設建設費	83,402	4,055	87,457	1,333			2,722	7 報 償 費	20	最終処分場測量・地質調査事業 4,055
								8 旅 費	35	
								12 委 託 料	4,000	
計	1,243,906	4,055	1,247,961	1,333			2,722			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書（補正第1回）

(単位：千円)

区分	事項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一般財源
追加	最終処分場測量・地質調査事業 (測量業務委託料)	81,500	—	—	令和8年度	81,500	27,166	—	—	54,334